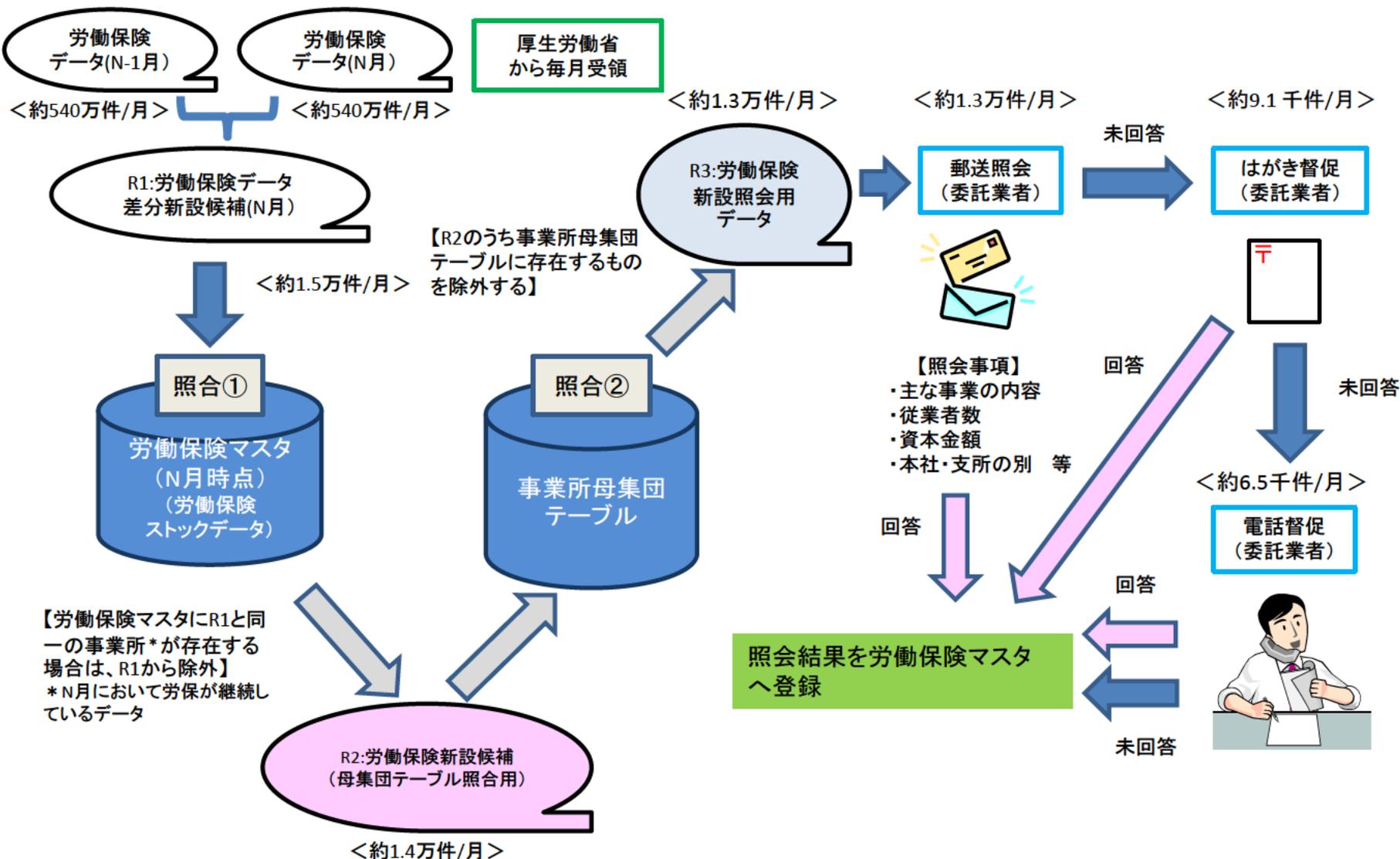


新設事業所への照会業務のイメージ(平成24年度)

～労働保険情報に基づく事業所・企業照会～



行政記録情報に基づく新設事業所に対する照会業務について
～平成 24 年度事業所母集団データベース整備～

照会目的

事業所・企業照会は、統計法第 27 条の規定に基づく事業所母集団データベース整備のために実施する。

照会対象

I 労働保険情報に基づく照会業務（毎月定期的を実施する照会業務）
新たに労働保険申請を行った事業所を対象。

II 商業・法人登記簿に基づく照会業務（年 1 回実施する照会業務）
商業・法人登記簿に「設立」等の登記を行った新設の事業所を対象。

照会方法

I 労働保険情報に基づく照会業務

毎月、下記の照会を実施。

① 郵送照会（1 か月目）：照会対象事業所に照会票を郵送。

② はがき督促（2 か月目）：

1 か月目の郵送照会で回答のなかった事業所に対して、督促はがきを郵送。

③ 電話督促（3 か月目）：

2 か月目のはがき督促で回答のなかった事業所に対して、電話による督促を実施。
オンライン又は、郵送により回答を収集する。

II 商業・法人登記簿に基づく照会業務

年 1 回、下記の照会を実施。

① 郵送照会（1 か月目）：照会対象事業所に照会票を郵送。

② はがき督促（2 か月目）：

1 か月目の郵送照会で回答のなかった事業所に対して、督促はがきを郵送。
オンライン又は郵送にて回答を収集する。

照会実施期間及び照会対象事業所数

I 労働保険情報に基づく照会業務

照会実施期間：：平成 24 年 5 月～平成 25 年 3 月

- ・第 1 回照会業務：平成 24 年 5 月～8 月（平成 24 年 2 月及び 3 月新設分）
- ・第 2 回照会業務：平成 24 年 6 月～9 月（平成 24 年 4 月及び 5 月新設分）
- ・第 3 回照会業務：平成 24 年 7 月～10 月（平成 24 年 6 月新設分）
- ・第 4 回照会業務：平成 24 年 8 月～11 月（平成 24 年 7 月新設分）
- ・第 5 回照会業務：平成 24 年 9 月～12 月（平成 24 年 8 月新設分）

- ・ 第6回照会業務：平成24年10月～平成25年1月（平成24年9月新設分）
- ・ 第7回照会業務：平成24年11月～平成25年2月（平成24年10月新設分）
- ・ 第8回照会業務：平成24年12月～平成25年3月（平成24年11月新設分）

照会対象事業所数：約130,000事業所（平成24年2月～平成24年11月までに新たに労働保険の申請をした事業所。約13,000事業所/月×10か月）

II 商業・法人登記簿に基づく照会業務

照会実施期間：平成24年9月～平成25年2月

照会対象事業所数：約13,000事業所（平成24年2月～6月に新設登記された事業所で、Iの業務の対象とならなかった事業所）

平成23年度試験照会等を踏まえた改善点

平成24年度労働保険情報に基づく照会業務に係る照会票について、平成23年度に行なった同業務の試験照会結果等を基に以下のとおり改善を行った（参考1（平成24年度照会票）及び参考2（平成23年度試験照会照会票）参照）。

○「7 事業所の売上（収入）額等」

- ・ 試験照会において、売上高の項目（「前年（前年度）総売上高」または「最近の月間売上高」）が未記入の事業所が約15%存在。また、「最近の月間売上高」を選択する事業所が「年間売上高」を選択した事業所の4倍であった。その他、1事業所当たりの売上高が、法人企業統計調査における一企業当たりの売上高と比べて9.5倍の額となっており、「万円」と「円」の単位を誤った事業所がある可能性も考えられた。
- ・ 第1回照会業務を行ったところ、「補助金は売上高に入れるのか」と問い合わせがあった。
- ⇒ 売上高を「売上（収入）の期間」と「売上（収入）額」に分け、「売上（収入）の期間」に「売上（収入）額情報なし」の選択肢を追加し、「年間（前年もしくは前年度）」、「月間（直近）」、「売上（収入）額情報なし」の順とした。また、他の調査の調査票（平成24年経済センサス-活動調査及び平成23年度中小企業実態基本調査）を参考にし、「金額」に「0」をプレプリントし、かつ3桁ごとの区切り線を目立つように挿入した。
- ・ 補助金については、照会票の「記入のしかた」に、「金融業・保険業の会社及び会社以外の法人においては、「経常収益」を記入します（寄付金、補助金、運営費交付金等は収入として含みます。）と第3回照会業務用品より追記予定。

○「8 経営組織」

試験照会において、照会データ抽出時に全て除外したと思われていた「国・地方公共団体の事業所」から回答が得られていた。

⇒ 選択肢に「8 国・地方公共団体の事業所」を追加し、この選択肢を選択した事業所のデータについては、照会対象外扱いとして処理を行う。

○「9 会社法人等番号」

- ・ 試験照会では、支所が本所の会社法人等番号を記入している例が見られ、また法人の支所の会社法人等番号の記入状況は47%と他（単独事業所77%、本所68%）と比べて低く、支所においては正確な会社法人等番号を記入するのが困難と考えられた。

また、法務省より毎月受領している商業・法人登記簿の会社法人等番号についても、支所データの場合、本所の会社法人等番号に補定して提供されているため、労働保険情報と商業・法人登記簿データの照合作業にも本所の会社法人等番号が必要である。

- ・ 第1回照会業務を行ったところ、会社法人等番号については、「何を見れば分かるのか」という問い合わせが（全21,348事業所のうち）90事業所からあったが、「登記記録関係の証明書に書かれている12桁の番号」の旨、伝えると事業所もすぐ理解する模様であった。

⇒・支所についても、本所の会社法人等番号を記入するように変更した。

- ・ 「「会社法人等番号」とは、法務局発行の登記事項証明書、代表社事項証明書等に記載の12桁の数字である」旨を第3回照会業務用品より追記予定。

○「備考欄」

試験照会において、国・地方公共団体の事業所のほか、農林漁家及び一時的に設置されている事業所を照会データ抽出時に除外したと思われていたが、そのような照会対象外事業所からの回答が見受けられた。

⇒備考欄に、個人経営の専業の農林漁家及び事業の実施予定期間が定められている事業所については、その旨を記入するように説明文を追加し、そのような記入が回答で確認された際は、照会対象外として処理を行う。

その他、商業・法人登記に基づく照会業務の照会票については、現在検討中。